

指定小規模多機能型居宅介護
及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護
運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護状態等の利用者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、登録者の居宅サービス計画（以下「計画」という。）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、計画について懇切丁寧に説明を行い、同意を得て、交付を行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービスを利用する上で必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (5) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況を的確に把握しつつ、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供並びに高齢者の虐待防止及び権利擁護に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能ホーム 伝
- (2) 所在地 鹿児島県指宿市十町2386番地3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名
介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの利用に係る計画を作成する。
- (3) 介護従業者(日中) : 通いサービス利用者3人に対して1名以上
訪問サービス利用者対応として2名
- (4) 介護従業者(夜間) : 宿泊サービス利用者に対して1名(夜勤)
訪問サービス利用者対応として1名(宿直)
介護従業者は、利用者の日常生活の支援等を行う。なお、介護従業者のうち1名以上は常勤とし、1名以上は看護師又は准看護師(非常勤でも可)とする。

(営業日、営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 365日
- (2) 営業時間 : 通いサービス
午前9時00分～午後4時00分
訪問サービス
24時間
宿泊サービス
午後4時00分～午前9時00分

(利用定員)

第6条 当事業所における指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の各定員は、下記の通りとする。

- 登録定員 : 29名
- 通いサービス利用定員 : 15名
- 宿泊サービス利用定員 : 9名

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 この事業所が行う指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、サービスに関わる従業者が共同して作成する計画に基づいて、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の支援

排泄の介助、移動の介助、その他必要な身体の介護見守り等

(2) 健康チェック

利用者の健康、疾病予防、早期発見に努め、健康維持・増進を図る。

(3) 機能訓練

利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(4) 食事その他の家事

可能な限り利用者の介護従業者が共同で行う。

(5) 入浴

一般浴槽による介助を、利用者の衛生管理に配慮し適切に行う。

(6) 生活指導(相談・助言)、レクリエーション

利用者の心身の状況を的確に把握し、相談及び援助等を行う。

(7) 宿泊サービス

利用者に対してその要望において、短期間宿泊させて日常生活上の支援を行う。

(8) 訪問サービス

利用者に対してその居宅に訪問し、日常生活上の支援を行う。

(9) 電話連絡サービス

利用者に対してその居宅における電話連絡による見守り等を行う。

(居宅サービス計画等の作成等)

第8条 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画(小規模多機能居宅介護計画を含む。以下同じとする。)を作成させる。

2 居宅サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を有踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

4 居宅サービス計画が既に作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

5 管理者は、計画の作成・変更にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た後、交付することとする。

6 従業者は、それぞれの利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるとする。

2 前項の他、次に掲げる費用を徴収する。

（1）食事の提供に要する費用

（2）その他利用者が負担することが適当と認められる費用 …… 実費相当分
前記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、その支払いについて利用者又はその家族の同意（署名：記入押印）を文書にて得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、**指宿市の区域とする**

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に当たる従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 管理者は、消防法の規定に則り、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（秘密保持等）

第14条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこととする。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、当該指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業所との雇用契約の内容とする。

（個人情報保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととする。

（苦情処理）

- 第16条 事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護にかかる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合は、当該苦情の内容等を「苦情処理報告書」に記録する。
 - 3 事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
 - 5 事業所は、自らが提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
 - 6 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関して国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 7 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

（事故発生時の対応）

第 17 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第 18 条 事業所は、食中毒及び感染症の発生を防止する為の措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携を保つこととする。

（記録の整備）

第 19 条 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

（虐待防止に関する事項）

第 20 条 虐待の発生または再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- （1）虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
- （4）虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- （5）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ速やかに通報するとともに、再発防止策を講じる。

（身体拘束）

第 21 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適性な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に
当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人微笑
会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、指定日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。